

# 新聞報道にみる浜松聾啞者連続殺人事件

當間 正敏  
関東聾史研究会

あらまし：昭和13年8月から昭和17年8月にかけて静岡県浜名郡において発生した聾啞者による連続殺人事件、いわゆる浜松聾啞者連続殺人事件に関する新聞報道がどのようなものであったか、朝日新聞、東京日日新聞、大阪毎日新聞、中部日本新聞、静岡新聞の5紙による報道をもとに整理する。

## 1. はじめに

浜松聾啞者連続殺人事件という研究題材に関心を寄せたきっかけは次の理由によるものである。まず第一に、筆者は近代期における聾史に深い関心があり、特に社会の中で生きる聾者の真実解明が研究の基本的な柱になっている。このことから、浜松聾啞者連続殺人事件もまた聾者が起こした事件であることと、特に単発ではなく数年間にわたり17人を殺傷せしめたこと、その背景が実際にはどのようなものであったのか、に強い関心を抱き、聾史の視点で研究分析を行うことによって真実を明らかにしたいという思いがしてきたのである。

第二の理由として、桜井強の研究によれば、犯人である中村誠策は聾啞者であったにもかかわらず戦時刑事特別法など戦争の影響もあり死刑になったことは残念である、とされている。しかし、桜井の研究には不足している点があり、例えば中村誠策は聾啞者であったか否か、中村誠策が犯行に至った動機、刑法第40条の瘖啞者規定と戦時刑事特別法の関係、などといった部分に深く踏み込めていない。その意味でも浜松聾啞者連続殺人事件は研究がほとんどなされていない題材であり、更なる研究が求められていると考えたからである。

このような背景のもと、浜松聾啞者連続殺人事件（以降浜松事件と略す）の研究に着手することにし、まずは当時浜松事件がどのように報じられていたのかを確認すべく新聞記事の調査を行った。このことから、本報告はこの調査によって得られた新聞記事の整理が中心となる。なお、史料引用にあたって漢字は旧字体を新字体に改めて記載した。

## 2. 逮捕を報じる各新聞

昭和17年11月17日、聾啞者の中村誠策が17人を殺傷した容疑で逮捕されたと、朝日新聞、東京日日新聞、大阪毎日新聞、中部日本新聞、静岡新聞の5紙が

報じた。このうち朝日新聞、東京日日新聞、大阪毎日新聞はいわゆる都市部で発行されていた新聞であり、一方、中部日本新聞、静岡新聞は浜松事件が発生した静岡県周辺を中心に発行されていた新聞である。このうち静岡新聞は第三面のすべてを浜松事件関連にあてており、内容も詳細に書かれていた。他の新聞は一段程度の記事という扱いであり、このことから静岡新聞は浜松事件に強い関心を寄せていたことが窺えよう。

また浜松事件において中村誠策が逮捕されたのは昭和11年11月12日とされており、各新聞が一斉に逮捕を報じた17日までの間に5日間の空白がある。これは昭和16年9月27日に発生したいわゆる第三事件発生後に静岡県警察が新聞報道を禁止しており、その解除が11月16日17時に行われたことによるものであろう。

以下、各紙がどのように中村誠策逮捕を報じたのか、記事見出しを列挙する。

朝日新聞 昭和17年11月17日  
「浜松の殺人捕る 聾然・二十歳の聾啞青年」

東京日日新聞 昭和17年11月17日  
「十七人を殺傷 浜松の迷宮事件解決」

大阪毎日新聞 昭和17年11月17日  
「浜松の殺人鬼捕る  
不具の青年、向学心を阻まれて」

中部日本新聞 昭和17年11月17日  
「実父、実兄など十七名殺傷 不具に歪む惨劇」

静岡新聞 昭和17年11月17日  
「浜松地方を中心に十七人を殺傷す  
稀代の殺人犯遂に捕る」

このように、中村誠策が聾啞者であると見出しに載

せたのは朝日新聞だけである。大阪毎日新聞や中部日本新聞は「不具」としており、聾啞であることは強調していないが、障害者ということを出している。東京日日新聞はただ単に17人を殺傷した事件が解決したとしか記載していない。静岡新聞は前述したように第三面の全部を割いているだけあり、見出しも「稀代」という言葉を使うなど、浜松事件がいかに地元の人々に恐れられ、かつ高い関心を持たれていたかを語っているといえよう。

### 3. 記事中にみられる「動機」

さて、逮捕報じる各記事において、浜松事件はどのように書かれていたのだろうか。この点につき、まずは中村誠策が犯行に至った「動機」について、前項で取り上げた記事内で言及されている部分を抜き出してみたい。なお、東京日日新聞の記載がないが、これは東京日日新聞の記事に動機が書かれていないためである。また文章中の(中略)は筆者によるものである。

#### 朝日新聞

兄弟七人のうち彼のみが不具であるため、幼少から家庭で冷遇され変質者にしてしまった、成績は悪かったが彼の向学心は極めて強く、去る十四年浜松聾啞学校に入学一、二番を争ふ好成绩であつたが常に彼の悩みは学資であつた、「よし、学資位自分の手でなんとかしよう」怖ろしい事件の動機は全くこゝにあり

#### 大阪毎日新聞

誠策は学校の成績もよく向学の志に燃えたが、父親が反対するばかりか不具の故に一家から冷遇されるのを恨み多年養育の大恩を忘れ半狂乱になつて呪ひの殺人鬼に墮して行つたので、自分の家以外の襲撃はいつでも学資金欲しさからの強盗が目的であつた

#### 中部日本新聞

学資欲しさの物盗りと不具者の「ひがみ」と変質性の結果と見られ、自宅で兄を惨殺し父以下五名を傷けたのは一家を亡きものにすれば自分を可愛がってくれる大阪の兄徹二が帰つて来るものと思ひ込んだ結果

#### 静岡新聞

燃ゆる如き自己の向学心を満すための学資金稼ぎの泥棒からはじまつたもので(中略)根が学問好きであるところから素晴らしい成績をもつて三年を修了、余りの出来ばえに学校側も辞令をもつて四年生を飛越し一躍五年に進級せしめ六年生になつたが父文貞は聾者である犯人を家庭内でも除け者にし窮めて冷酷に扱ひ(中略)廃学を強ひられその冷酷を恨むの余り惨忍性を露骨に現はし、学資金を稼げば学校へ行けると浅墓な考へから強盗殺人を企て

これら記事において共通するものとして、(1) 浜松聾啞学校に通うための学資金を得る手段としての強盗、(2) 家族あるいは父中村文貞からの冷遇が背景にある、という点がみられる。

また中部日本新聞では「不具者のひがみ」や「変質性」も原因の一つであるとしているが、これは他の新聞報道には見られない特徴である。

ところで、朝日新聞や大阪毎日新聞、静岡新聞においては、中村誠策は浜松聾啞学校での成績は良かったとされている。特に静岡新聞では、3年生から4年生を飛び越して5年生になった過去があるとしている。このあたりは中村誠策の学歴との照合が必要であろう。

### 4. 記事中にみられる「逮捕状況」

次に、中村誠策はどのようにして逮捕されたのか、この状況が言及されている部分を抜き出してみる。なお、東京日日新聞は明治44年に大阪毎日新聞社に買収されており、そのために実質同じ新聞社であったこともあり、逮捕状況においては東京日日新聞と大阪毎日新聞の内容が一字一句全く同じである。

#### 朝日新聞

最近第三事件の被害者中村文貞の六男聾者誠策(20)を有力な被疑者として、十月十二日午後一時ごろ同人が通学中の浜松市鴨江町私立聾啞学校内で検挙

#### 東京日日新聞

中村文貞六男県立浜松聾啞学校四年生中村誠策(二〇)とわかり十月十二日午後四時誠策が学校よりの帰途を逮捕

大阪毎日新聞

中村文貞六男県立浜松聾唖学校四年生中村誠策  
(二〇)とわかり十月十二日午後四時誠策が学校  
よりの帰途を逮捕

中部日本新聞

犯人は実に第三事件の被害者中村文貞さん六男浜  
松聾唖学校中等科一年生栄作(20)仮名=と判明  
し十月十二日十三時半ごろ学校で授業中の本人を  
浜松署の手で逮捕

静岡新聞

十二日午後一時頃紅林、平野外数名の部長刑事が  
浜松盲唖学校に誠策を尋ね、学校職員立合の上厳  
重取調べを行ひ(中略)刑事達は誠策を犯人と断  
定浜松署に引致

逮捕状況について、逮捕された日付に関してはすべ  
てが12日で一致しているものの、時間については、朝  
日新聞と中部日本新聞、静岡新聞が12時から13時  
の間と報じているのに対し、東京日日新聞と大阪毎日  
新聞は16時としている。

それから逮捕された場所については、朝日新聞、中  
部日本新聞、静岡新聞では学校となっている。しかし、  
その校名について朝日新聞では「私立聾唖学校」とあ  
り、中部日本新聞は「浜松聾唖学校」、静岡新聞は「浜  
松盲唖学校」としている。東京日日新聞と大阪毎日新  
聞は学校ではなく下校中に逮捕されたとしているが、  
参考扱いで書かれていた校名は「県立浜松聾唖学校」  
となっている。

また、静岡新聞では12日の13時頃に浜松盲唖学校  
において逮捕したとしているが、同一紙面内の別の記  
事においては

さしもの殺人犯も十月十三日正午北浜村八六の自  
宅において逮捕され

と書いており、こちらでは学校ではなく自宅において  
逮捕とされており、日付も13日であり、前述の記事と  
は内容が異なっていることがわかる。これはおそらく  
異なる記者が別々に記事を書き上げたものから生じた  
結果であろう。

さて、このように、逮捕状況に関しては「動機」の

部分がほぼ一致していたのはうってかわって、新聞  
によってその内容が異なっていたことがわかった。

## 5. 死刑求刑を新聞はどう報じたか

つづいて中村誠策の裁判状況を各新聞はどう報じた  
かについて、昭和19年2月8日に静岡地方裁判所浜松  
支部において行われた第3回公判において検察による  
死刑求刑がおこなわれたことを報じた記事を複数確認  
したので、以下に主要部分を記載する。なお、東京日  
日新聞と大阪毎日新聞は死刑求刑を報じなかったと思  
われる。

朝日新聞 昭和19年2月9日

「聾の殺人犯に死刑求刑」

第三回公判は八日午前十時四十分から地裁浜松支  
部法廷で開廷、井上検事は「被告を常人と看做し  
特に尊属親殺害はわが国忠孝本義に悖る」と論告、  
死刑を求刑した

中部日本新聞 昭和19年2月9日

「聾の十七人殺しに死刑求刑」

第三回公判は八日午前十時四十分から静岡地方裁  
判所浜松支部で開廷精神鑑定の結果性格異常者と  
認められると報告あつたが井上検事は法律的には  
性格異常を認めぬと死刑を求刑した

静岡新聞 昭和19年2月9日

「殺人犯と喜悲戚」

殺人事件公判は八日十時四時分より沢村裁判長係  
井上上席検事立合の下に東京聾唖学校萩原教授通  
訳の下に浜松支部法廷に開かれたこの上田静岡地  
方裁判所長帯金検事正鈴木濱松憲兵分隊長、湯浅  
浜松聾唖学校長等の特別傍聴人があり

(中略)

被告は前回の公判で言ひ渡した、生い立ちについ  
て申し述べたいと希望し約三十分間に亘り手真似  
もあざやかに不具者としての半生を物語つた。次  
いで裁判長は被告の斉声状況を調べるため通訳を  
通じ姓名、父、母、兄弟等を次に問へば被告は  
相当はつきりした発声を示して一同を驚かした

(中略)

被告の生活状態について詳細な尋問を行ひよい事  
悪い事、一番つらいことはなにか等と常識的質問

を問ひ更に東京盲啞学校内村、堀口両博士の鑑定書を朗読し十一時五十分休憩に入った

やはり静岡新聞は地元としての関心の高さによるものか、朝日新聞と中部日本新聞に比べると大きな扱いで死刑求刑を報じていた。また、同新聞は中村誠策逮捕の際の見出しでも「聾啞者」であることを強調していなかったが、死刑求刑報道においてもやはりただ単に「殺人犯」としているだけである。他の2紙が「聾」と見出しに載せていたのとは立場を異にしていることが窺えよう。

朝日新聞においては尊属親殺害を、中部日本新聞は精神鑑定に重点を置いて記事を構成していることもわかる。これに対して静岡新聞は中村誠策と裁判長とのやり取りを中心に記事を構成しており、本人に焦点を当てようとしていることがわかる。

なお、精神鑑定を行ったとされている内村、堀口博士の所属が東京盲啞学校となっているが、この内村祐之は東京帝国大学医学部の教授であり、東京都立松沢病院の院長をも務めた人物であることから明らかな誤りである。なぜ東京盲啞学校所属とされたのであろうか。さらにいえば、内村と鑑定を行ったのは吉益脩夫という、これもやはり東京帝国大学医学部脳研究所の講師であるはずなのだが、この記事では堀口となっている。また、前述したように、通訳の萩原の所属を東京聾啞学校としているのに、内村の部分では東京盲啞学校とするなど、いくつか混乱が見受けられる。

さて、中村誠策は裁判において手話で自身の人生を語ったとされている一方で、裁判長からの問いには発声で答えていたともある。ただし基本的に第三回公判においては東京聾啞学校の萩原による通訳の下に行われていたようである。このことから、裁判において中村誠策は「聾啞者」という扱いであった可能性があると考えられよう。

## 6. 死刑判決を新聞はどう報じたか

中村誠策は昭和19年2月23日に静岡地方裁判所浜松支部において死刑判決を下された後、大審院に上告している。しかし大審院においては6月19日上告棄却とされ、死刑が確定した。これを報じた記事が複数確認できたので、以下に主要部分を記載する。なお、ここでもやはり東京日日新聞と大阪毎日新聞は報じなかったと思われる。

朝日新聞 昭和19年6月20日

「聾の殺人犯に死刑」

中村誠策(二二)に係る強盗殺人、殺人未遂、尊属殺人未遂、住居侵入事件の上告審が大審院刑事第二部久保田裁判長係りで審理中のところ十九日上告棄却言ひ渡しがあり、前審刑の死刑と確定した

中部日本新聞 昭和19年6月20日

「遠州の八人殺しに死刑」

誠策(二二)にかかる強盗殺人未遂尊属殺人未遂他家侵入事件の上告は大審院刑事一部久保田裁判長係で審理中十九日上告棄却の言渡しがあり前審刑の死刑が確定

静岡新聞 昭和19年6月20日

「殺人犯死刑確定」

中村誠策(二二)にかかる強盗殺人、殺人未遂事件上告審は大審院刑事一部久保田裁判長係で審理中十九日上告棄却の言ひ渡しがあり一審刑の死刑が確定した

やはり大審院による上告棄却ということもあり、逮捕報道から2年近くが経過していることも影響してか、いずれにおいても小さな扱いに留まっていた。

静岡新聞は見出しにおいて、やはりここでも「殺人犯」と記載するにとどめており、逮捕報道から上告棄却報道まで一貫して「殺人犯」を使用し続けたことがわかる。

## 7. おわりに

これらの報道を通してみてきたものとして、まず第一点として、当時東京において2大紙とされた朝日新聞と東京日日新聞の姿勢の違い、が挙げられる。浜松事件が発生した静岡県から遠く離れた東京においても、朝日新聞が逮捕から上告棄却まで経過を報じ続けていたということがわかった。内容も比較的正確なものであり、朝日新聞としても浜松事件には高い関心を持っていただのではないかと考えられよう。

ついで第二点としては、地元紙であった静岡新聞の浜松事件への高い関心、がある。静岡新聞はこれまでに見えてきたように逮捕時から高い関心を浜松事件に寄せ続けてきており、他の新聞と比較しても詳細な情報

を報じ続けていたことがわかった。しかしながらその内容には一部誤りも見受けられ、地方新聞が故の限界であろうか。

第三点として、中村誠策は発声が可能でありなおかつその程度も相当聴者にもわかりやすいものであったのではないかとある。静岡新聞による死刑求刑報道によれば、中村誠策は裁判長からの問いに発声で答え、その声も聴者にもわかりやすいものであったかのような記載が見受けられた。これは浜松事件に関しての今後の研究において大きな影響を与えるものとなる。

以上、浜松事件における中村誠策逮捕から上告棄却までの新聞報道を追いかけ、内容を整理してみた。今回はあくまでも新聞記事の整理という位置づけであるので、今回得られた知見をもとに、今後司法省や静岡県警察による座談会記録や大審院判決内容の分析考察などを重ねて、浜松事件の全貌を明らかにしたい。

## 8. 参考文献

桜井強 「浜松聾啞者連続殺人事件の考察」、『日本聾史学会報告書 第9集』,2011年

『朝日新聞』 1942年11月17日

『東京日日新聞』 1942年11月17日

『大阪毎日新聞』 1942年11月17日

『中部日本新聞』 1942年11月17日

『静岡新聞』 1942年11月17日

『朝日新聞』 1944年2月9日

『中部日本新聞』 1944年2月9日

『静岡新聞』 1944年2月9日

『朝日新聞』 1944年6月20日

『中部日本新聞』 1944年6月20日

『静岡新聞』 1944年6月20日

内務省警保局 「浜松事件捜査座談会速記録」 1943年

静岡県警察部刑事課 「浜松事件」 1945年

内村祐之、吉益脩夫 『日本の精神鑑定』みすず書房 1973年